

放送政策に関する調査研究会 ヒアリング資料

平成25年3月27日

一般社団法人 日本民間放送連盟

民放連とは

- 一般社団法人 日本民間放送連盟 1951年創立
- 会員社数 地上放送、衛星放送全204社

地上放送	193社	
ラジオ単営社	65社	(中波13社、短波1社、FM51社)
テレビ単営社	93社	
ラジオ・テレビ兼営社	34社	
マルチメディア放送社	1社	
衛星放送	11社	(うち音声放送のみ1社)
計	204社	(準会員4社含む)

平成25年3月1日現在

当連盟の基本的な考え方

- ◇ マスメディア集中排除原則はこれまで、認定放送持株会社制度の導入を含め、メディア環境の変化を踏まえて見直し
- ◇ 当連盟も会員各社の要望を踏まえてマスメディア集中排除原則の緩和を要望
- ◇ 民放事業者は「認定放送持株会社制度」「ラジオ4局兼営特例」「異なる地域間の議決権保有比率」などの規制緩和を有効に活用
- ◇ 民放事業者の経営環境は、メディア間競争の激化など、ラジオは非常に厳しく、テレビも先行き不安
- ◇ 基幹放送としての役割を果たし続けるため、マスメディア集中排除原則および認定放送持株会社制度のさらなる見直しを要望
- ◇ 平成25年3月22日付で、新藤総務大臣あてに要望書を提出（別紙ご参照）

1. マスメディア集中排除原則の緩和要望

(1) 地上ラジオ放送(AM、FM〔コミュニティ放送を除く〕、短波)に関する要望

要望

地上ラジオ放送について、マスメディア集中排除原則(議決権保有比率規制、役員兼務規制)の適用を除外する。

理由

平成23年6月のマスメディア集中排除原則緩和で導入された「ラジオ兼営特例(4局まで兼営可)」によって、地上ラジオ放送事業者の経営の選択肢が広がり、実際に同特例を利用する事業者が現れている。

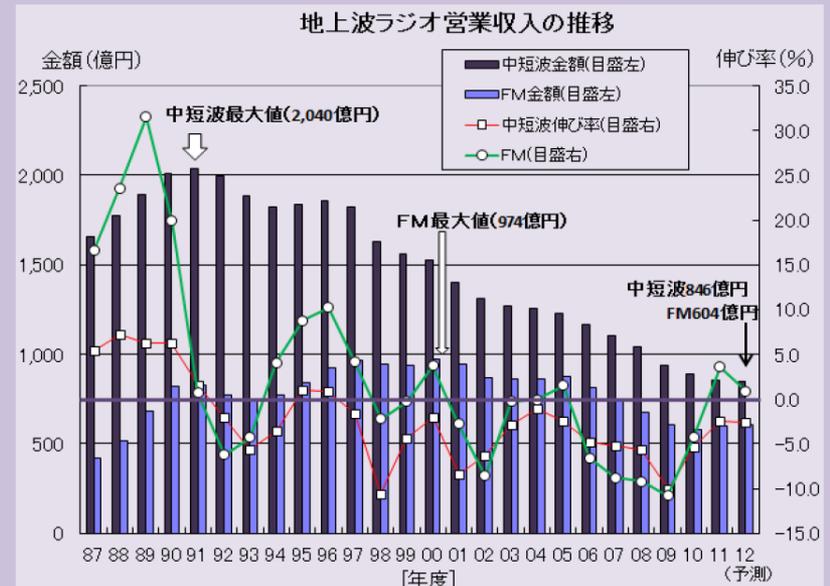
しかし、地上ラジオ放送を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあり、さらに経営の選択肢を拡大するために、「議決権保有比率規制」、「役員兼務規制」のいずれも地上ラジオ放送への適用を除外することが望ましいと考える。

事例

FM802は、関西インターメディアの放送事業の譲渡を受け、平成24年4月から1社2波で運用。

参考

中短波はピーク時の41%、FMは62%



*民放連「経営分析調査」より作成。

(2) 地上ラジオ放送・地上テレビ放送に関する要望

要望

地上放送（ラジオ、テレビ）とコミュニティ放送の合併・兼営を可能にする。

理由

当連盟はコミュニティ放送制度の導入時から、既存民放事業者がコミュニティ放送に参入できるよう要望してきた。例えば、同一地域内の県域（広域）局とコミュニティ放送が常日頃から密接に連携することによって、放送局の重要な役割である緊急災害時の対応を強化する効果が期待できると考える。

(3) 地上テレビ放送に関する要望

要望

- ① 地上テレビ放送に関し、放送対象地域が重複する場合の議決権保有比率規制について、現行の「10分の1まで議決権保有可能」を緩和する。

理由

放送対象地域が重複する場合の議決権保有比率規制については、認定放送持株会社制度においても緩和されていない。地上テレビ放送事業者が同一地域内の放送局間の連携強化を経営の選択肢とするためには、当該緩和が必要である。

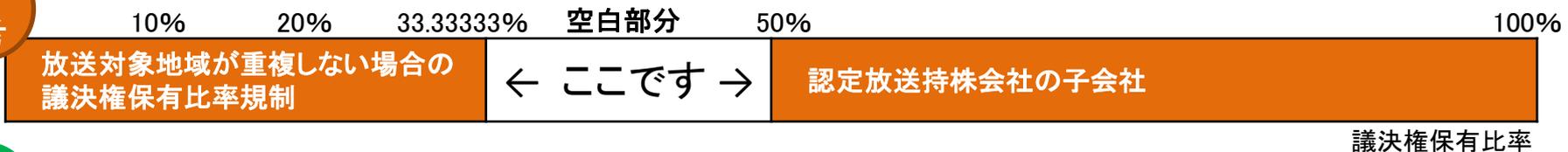
要望

② 地上テレビ放送に関し、放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制について、現行の「33.33333%まで議決権保有可能」を「2分の1まで議決権保有可能」とする。

理由

放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制については認定放送持株会社制度において大幅に緩和され、子会社放送局の議決権保有は50%超から100%まで認められている。これと、「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準」の一般原則で認められている「33.33333%以下まで議決権保有可能」との間の“空白部分”(3分の1以上～2分の1以下)を措置するためにも、当該緩和は有効であると考えられる。

参考



事例

2011年6月に、放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率の上限が33.33333%まで緩和された後、この規制緩和を利用して以前の上限20%を超えた社は全国合計で12社(総務省ホームページ「マスメディア集中排除原則について」参照)。

(4)地上テレビ放送・BS放送に関する要望

要望

- ① 役員兼務規制について、現行の「5分の1まで役員兼務可能」を「3分の1まで役員兼務可能」とする。

理由

放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制の支配の基準が緩和されたことや、放送対象地域が重なる場合に関しても緩和が望まれることに鑑み、役員兼務規制の支配の基準に関しても緩和することが適切であると考えます。

(5) 認定放送持株会社の子会社に関する要望

要望

- ① 認定放送持株会社が子会社とし得る地上放送事業者数(現行は合計12地域以下)の上限を緩和する。

理由

民放ネットワーク全体としての経営基盤の強化を可能にするため、またグループ経営の効率化や強化、市場における企業価値の最大化に資するよう、「12地域上限」を緩和することが望ましいと考える。

要望

- ② 認定放送持株会社の子会社とし得る「BS放送のトラポン数(現行は0.5以下)」、「東経110度CS放送のトラポン数(現行は2以下)」の上限を緩和する。

理由

- ・ 衛星基幹放送(BS放送および東経110度CS放送)のチャンネル数が飛躍的に増加したことを踏まえ、認定放送持株会社がグループ全体として、保有コンテンツの有効利用や将来の放送サービスの高度化などに対応できるようにするため、トラポン規制を緩和することが望ましいと考える。
- ・ トラポン規制の緩和においては、近年の制度改正でBS放送と東経110度CS放送が同じ区分とされたことにも配慮すべきと考える。

参考

	2000年 (BSデジタル放送開始)	2002年 (110度CS放送開始)	2013年3月現在
BS放送	8Ch(うちHDTV7Ch)	8Ch(うちHDTV7Ch)	29Ch(うちHDTV28Ch)
110度CS放送	—	63Ch(うちHDTV2Ch)	54Ch(うちHDTV21Ch)
合計	8Ch	71Ch	83Ch

2. 認定放送持株会社制度に関する要望

要望

(1) 認定放送持株会社の資産要件(放送関連資産が常時2分の1超)を緩和する。

理由

- ・ 認定放送持株会社制度導入のメリットとされた「(通信・放送分野等における)連携ニーズへの柔軟な対応」「(新規事業等の展開による)放送事業経営の安定性確保」「競争力の強化」をいっそう進めるため、現行の資産要件は認定放送持株会社制度の趣旨を阻害しない範囲で適時適切に見直しが必要と考える。
- ・ 各認定放送持株会社の実情を踏まえて現行の資産要件を緩和することが望ましいと考える。

要望

(2) 認定放送持株会社の資産要件(放送関連資産が常時2分の1超)をカウントする際の「密接に関連する業務」の範囲を拡大する。

理由

- ・ 上記(1)と同様の理由により、認定放送持株会社の資産要件をカウントする際に用いる「(主として基幹放送事業者の業務等に)密接に関連する業務」の範囲についても適時適切に見直しが必要と考える。
- ・ 各認定放送持株会社の実情を踏まえて現行の「密接に関連する業務」の範囲を拡大することが望ましいと考える。